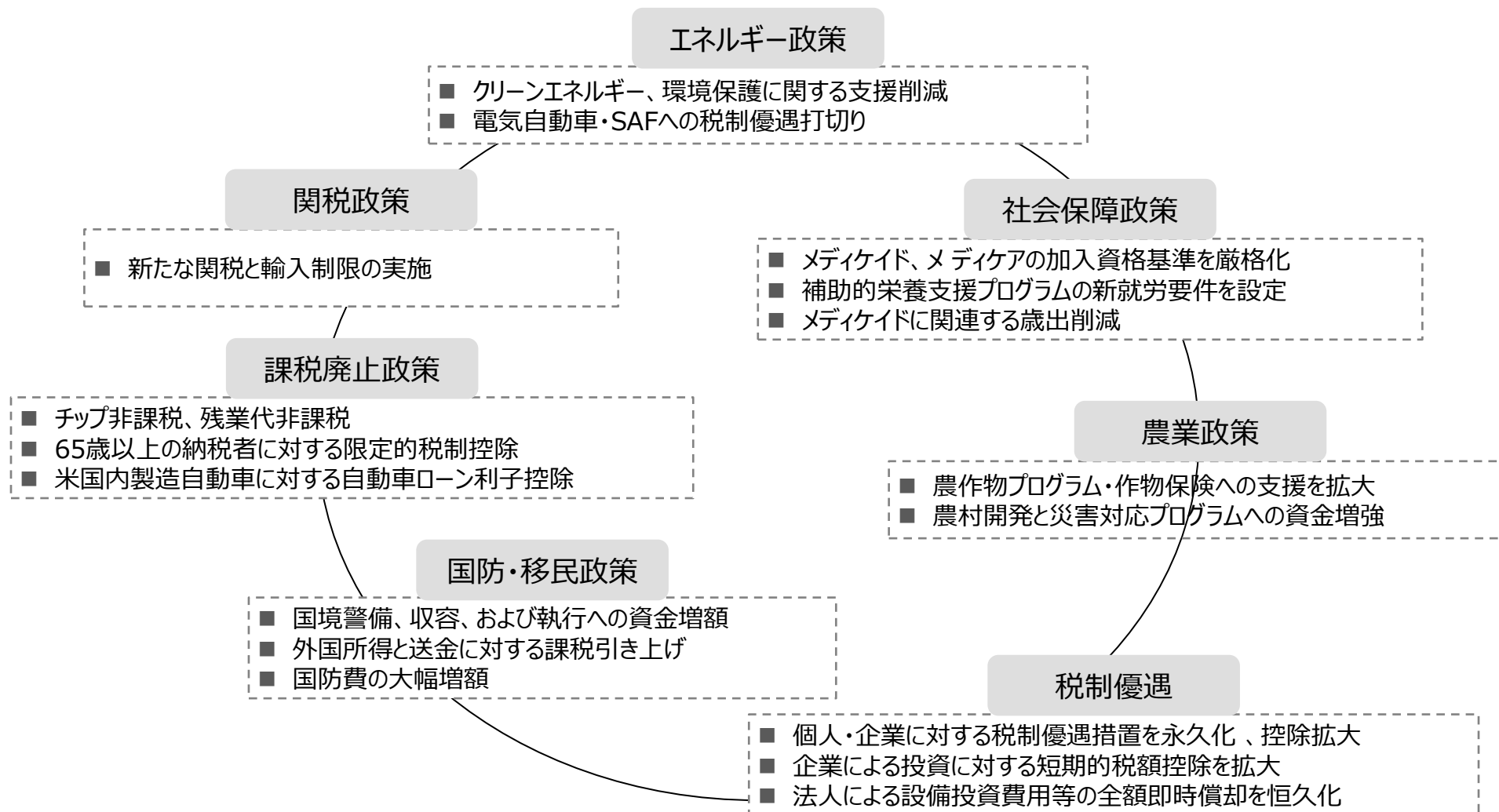


One Big Beautiful Bill Act (OBBB) の概観

2025年7月4日、トランプ大統領の各種政策とリンクした、減税を主軸とする法案“**One Big Beautiful Bill Act**”が成立
OBBBは、米議会の予算調整プロセス（Budget Reconciliation）によって制定された包括的な予算調整法（comprehensive budget reconciliation law）である。



農業や貿易活動に影響を与える規定の概観

減税措置含む各施策は、米国農家や企業の貿易活動等へも影響を与える。

トピック	概要	想定される影響	目的
輸入関税・関税制度 (Import Duties and Customs Changes)	<ul style="list-style-type: none"> ■ \$ 800までの輸入品に対する免税措置の終了 ■ 対米輸出品への課税 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国における小包品輸入の減少と米国内事業者からの購入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米國小売業者の保護 ■ 関税収入の増加
エネルギー・環境政策 (Energy and Environment Policy Shifts)	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンエネルギーに対する税額控除と補助金の廃止 ■ 米国内でのバイオ燃料に対する減税措置を含む燃料調達促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンエネルギーへのインセンティブ削減と米国内での燃料生産増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国のエネルギー政策の見直しと国内生産の強化
税制企業政策 (International Tax and Corporate policy Changes)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国企業が海外で得た利益に対する税制控除と課税方式の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国企業による自国内の事業拠点の移転・新設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国内の産業競争力を強化
個人税制措置の延長 (Extension of individual tax measures)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次トランプ政権が2017年に導入した個人税制の控除拡大と恒久化 ■ 連邦遺産税及び贈与税の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国歳入の減少 ■ 個人可処分所得の押上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国内の個人消費促進
送金サービス (Cross-Border Money Transfers (Remittances))	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国から他国へ送金される資金移動に対する税制の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外への資金流出が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税収の増加と特定国への越境送金を抑制
公的利益保全・教育資格制限 (Public Benefits and Education Eligibility Restrictions)	<ul style="list-style-type: none"> ■ メディケイド・メディケア、教育資金援助等を米国市民及び特定の合法的居住者に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非米国市民及び海外留学生等が米国の公共利益に不当にアクセスすることが抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国市民を対象とした支援を強化 ■ プログラムコストを見直し
債務上限引上げ (Debt Limit Increase)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国政府の債務上限を5兆ドルに引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的な金融市場の不安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国政府の政策実行力の強化

OBBBにおける農業関連プログラム支出額

農業・食料関連ではSNAP関連の歳出が大幅に削減されている一方、農業関連のプログラムの歳出が約660億ドル増加。

- 2025年7月21日に議会予算局（CBO: Congressional Budget Office）が公表したOBBB（Public Law 119-21）による今後10年間（2025～2034会計年度）の予算権限・歳出への影響に関する試算結果によると、農業・栄養・林業委員会関連の歳出において、約1200億ドルが削減されることとなる。（2025年1月時点のCBOベースラインと比較した増減）
- 内訳としては、SNAP関連の歳出が大幅に削減されている一方、農業関連のプログラムの歳出が約660億ドル増加している。

OBBBの章構成と各項目の規定に伴う2025～2034会計年度の合計歳出増減額見込（百万ドル）

	章構成（管轄上院委員会名）	増減額
Title I	農業・栄養・林業委員会	-120,960
Title II	軍事委員会	149,542
Title III	銀行・住宅・都市委員会	-1,668
Title IV	商業・科学・交通委員会	-44,037
Title V	エネルギー・天然資源委員会	-21,339
Title VI	環境・公共事業委員会	-3,459
Title VII	財政委員会	3,579,607
Title VIII	保健・教育・労働・年金委員会	-284,022
Title IX	国土安全保障・政府問題委員会	128,911
Title X	司法委員会	8,894

	構成	増減額
サブタイトルA	栄養	-186,650
サブタイトルB	林業	-150
サブタイトルC	農産物	53,060
サブタイトルD	災害支援プログラム	2,778
サブタイトルE	作物保険	5,980
サブタイトルF	農村部への追加投資	4,022

約660億ドル

（出所）CBO「[Estimated Budgetary Effects of Public Law 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14, Relative to CBO's January 2025 Baseline](#)」

（注）2025年7月4日に施行された法律の内容に基づく試算であり、2025年1月時点のベースラインと比較した増減額を表す。章別の増減額は、財政赤字への純影響額（Net Effect on the Deficit）の集計値。

OBBBにおける農業・食料関連プログラム支出額（タイトルI 詳細）

OBBBにおける農業・食料関連条項のうち、特に歳出増減額が大きい内容について次頁以降で詳述する。

サブタイトル	条	条項名	2025-2034歳出増減
サブタイトルA—栄養	第10101条	Thrifty Food Plan の再評価	-37,300
	第10102条	就労可能な成人向けSNAP就労要件の修正	-68,600
	第10103条	エネルギー支援受給による標準光熱費控除の利用可能性	-5,940
	第10104条	インターネット費用の制限	-10,980
	第10105条	マッチング資金拠出	-40,810
	第10106条	行政コストの分担	-24,660
	第10107条	全国教育・肥満予防助成プログラム	-5,470
	第10108条	外国人のSNAP資格	-1,904
サブタイトルB—林業	第10201条	林業予算の取り消し	-150
サブタイトルC—農産物	第10301条	実効参照価格・参照価格	*1
	第10302条	基準面積	*1
	第10303条	生産者による選択権	*1
	第10304条	価格損失補償 (PLC)	*1
	第10305条	農業リスク補償 (ARC)	*1
	第10306条	特定団体の公平な取扱い	1,269 *2
	第10307条	支払上限	*2
	第10308条	調整後総所得制限	438
	第10309条	販売支援融資	*1
	第10310条	販売支援融資の返済	*1
	第10311条	繊維工場向け経済調整支援	155
	第10312条	砂糖プログラムの更新	56
	第10313条	乳製品プログラムの更新	100
	第10314条	実務上の変更	50
サブタイトルD—災害支援プログラム	第10401条	補足的農業災害支援	2,868
サブタイトルE—作物保険	第10501条	新規農業者・牧場主向け支援	31
	第10502条	地域ベース作物保険の補償・負担軽減	1,432
	第10503条	管理・運営費調整	1,275
	第10504条	保険料支援	3,114
	第10505条	プログラム遵守・整合性	18
	第10506条	審査・遵守・整合性	27
	第10507条	家禽保険パイロットプログラム	136
サブタイトルF—農村部への追加投資	第10601条	保全	-1,795
	第10602条	農業貿易促進補足プログラム	2,191
	第10603条	栄養	28
	第10604条	研究	1,608
	第10605条	エネルギー	49
	第10606条	園芸	333
	第10607条	雑則	1,608

次頁以降の構成は以下のとおり

- (1) SNAP (栄養)**
- (2) 農作物プログラム**
- (3) 作物保険**
- (4) その他 (保全等)**

第10301～10305条、第10309～10310条 (*1) 関連の歳出増減額

	増減額
価格損失補償 (PLC)	50,464
農業リスク補償 (ARC)	3,614
販売支援融資 (MAL)	1,969
商品信用公社 (CCC) 関連条項との調整	-3,560
作物保険制度における補足的補償オプション (SCO)	653

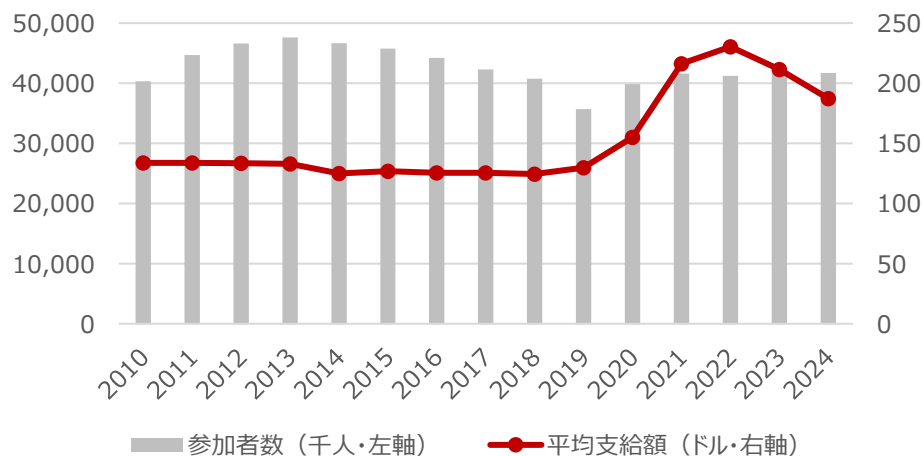
(単位：百万ドル)

(1) SNAP ①TFPの再評価の禁止

TFPの再評価に基づきSNAP支給額を増額することが禁止された（OBBB第10101条）。

- SNAPの月額支給額の上限を決定する際には、スリフティ・フード・プラン（TFP: Thrifty Food Plan）が使用されている。TFPとは、栄養的に適切な低価格の食事の構成とその購入費用を示したものである（次頁参照）。
 - 2018年農業法では、その時点の食料価格、食品成分データ、消費パターン、および食事ガイドラインに基づき、5年ごとにTFPの内容・金額をUSDAが再評価することが定められた。この決定に基づき、USDAは2006年以来初めてTFPを再評価した「Thrifty Food Plan, 2021」を公表した。以降、「Thrifty Food Plan, 2021」に記載されている4人家族の食事の購入費用が、SNAP月額給付額の基準となった。
 - これら費用は、全都市消費者物価指数（CPI-U）を用いてインフレ率が反映、USDAのウェブサイト¹で毎月更新された金額が公表。毎年6月時点のスリフティ・フード・プランの金額が、毎年10月1日から始まる翌年度のSNAP給付金配分の基準となる。
- しかし、2021年の再評価でTFPは21%増加（USDA）²、SNAP費用による財政圧迫が問題となった。OBBBでは議会承認無しにTFPの再評価に基づきSNAP支給額の増額を禁止。TFP費用の年次調整は消費者物価指数のみに基づいて行うことを規定。

SNAP参加者数・平均一人当たり支給額の推移



(出所) USDA「SNAP Data Tables: National Level Annual Summary」

2026会計年度SNAP最大支給額（TFPに基づき決定）

世帯人数	最大月額支給額 (ハワイ・アラスカ等除く)
1	\$298
2	\$546
3	\$785
4	\$994
5	\$1,183
6	\$1,421
7	\$1,571
8	\$1,789
追加 1 人あたり	+\$218

(出所) USDA「SNAP Eligibility」

(注) SNAPの月額支給額は、収入の約30%を食費と想定し、「SNAP月額支給額 = 最大月額支給額 - 世帯純月収 × 0.3」で計算される。

例：純月収が1,047.50ドルで、4人世帯の場合

月額支給額 = 994ドル - 314.25ドル (1,047.50 × 0.3) = 679ドルとなる。

参考: Thrifty Food Plan 2021

Table 1. Thrifty Food Plan Market Basket for reference family^a of four, June 2021: aggregate quantities, costs, and cost shares of Market Basket Categories^b in weekly amounts

Market Basket Categories	Quantity ^c of each Market Basket Category (lbs)	Cost of each Market Basket Category (\$) ^d	Cost share of each Market Basket Category (%) ^e
Vegetables	35.37	46.11	23.91
Dark-green vegetables	3.23	5.88	12.75
Red and orange vegetables	8.28	12.63	27.40
Beans, peas, lentils ^f	6.06	5.42	11.75
Starchy vegetables	10.64	12.71	27.56
Other vegetables	7.16	9.47	20.54
Fruits	26.91	26.90	13.95
Whole fruit	17.76	19.48	72.42
100% fruit juice	9.15	7.42	27.58
Grains	14.13	30.67	15.91
Whole-grain staple grains (e.g., rice, pasta, breads, tortillas)	6.70	16.17	52.73
Whole-grain cereals (e.g., oatmeal, ready-to-eat cereal) ^g	1.12	3.33	10.87
Refined-grain staple grains (e.g., rice, pasta, breads, tortillas)	5.65	8.91	29.04
Refined-grain other (e.g., cereals, crackers, snacks)	0.66	2.26	7.37
Dairy	41.30	27.94	14.49
Low- and non-fat milk, yogurt, soy alternatives ^h	25.48	14.95	53.51
Higher fat milk, yogurt, soy alternatives ⁱ	15.13	10.27	36.76
Cheese	0.70	2.72	9.73
Protein foods	16.18	47.45	24.61
Meats	2.26	8.96	18.88
Poultry	6.89	17.31	36.49
Eggs	2.12	3.33	7.02
Seafood	2.94	12.80	26.97
Nuts, seeds, soy products	1.97	5.05	10.64

Market Basket Categories	Quantity ^c of each Market Basket Category (lbs)	Cost of each Market Basket Category (\$) ^d	Cost share of each Market Basket Category (%) ^e
Miscellaneous	7.05	13.76	7.14
Pre-prepared entrees and side dishes (e.g., soups, frozen entrees, pizza)	1.51	3.71	26.94
Coffee and tea	1.63	2.23	16.17
Table fats and oils	1.71	4.11	29.88
Sauces, condiments, jams, honey, sugars, spices	1.64	2.33	16.90
Other foods and beverages (e.g., soft drinks, fruit drinks, ice cream, pudding, cookies, candy bars)	0.57	1.39	10.10
Total (Vegetables, Fruits, Grains, Dairy, Protein Foods, Miscellaneous)	140.94	192.84	100%

月額換算
\$835.57

同金額を物価調整した値が4人家族のSNAP最大給付額として使用されている。

(出所) [USDA \[Thrifty Food Plan 2021\]](#)

(1) SNAP ② 健常成人就労要件の変更

健常成人の就労免除対象者が縮小される（OBBB第10102条）。

- 扶養者のいない健常成人（ABAWD：Able-Bodied Adults Without Dependents）がSNAPを継続受給するためには、平均週20時間以上の就労（または就労プログラム参加）が求められる。同要件を満たさない場合、3年間のうち3カ月間しか受給できないという制限がある。従来は、年齢が55歳以上の場合や、18歳未満の子供を扶養している場合はこの規定の免除対象となっていたが、OBBBによりこの免除対象者が縮小される（下表）。
- また、州の失業率が平均10%以上でない限り、州がABAWD就労要件を免除する権限を廃止した。
 - 従来、州は「十分な数の雇用がない場合」には、ABAWDに対するSNAP給付の3ヶ月間の上限を一時的に停止し、それ以上の期間給付することができた。州の裁量によって就労免除対象者を増やすことができていたが、この文言を削除し、「失業率10%以上」という明確な基準が設けられた。

扶養者のいない健常成人（ABAWDs）の就労免除対象

対象カテゴリ		OBBB以前の免除対象	OBBB後の免除対象
年齢	18歳未満	○	○
	18歳～54歳	×	×
	55歳～64歳	○	×
	65歳以上	○	○
子どもを持つ親	14歳未満の子を扶養している親	○	○
	14～18歳未満の子を扶養している親	○	×
その他	退役軍人	○	×
	ホームレス	○	×
	里親家庭の保護下にある24歳以下の個人	○	×
	妊婦	○	○
	障害者	○	○
	法律で規定されるアメリカ先住民	×	○

(出所) [Public Law 119-21](#)、USDA「SNAP Provisions of the One Big Beautiful Bill Act of 2025: ABAWD Exceptions - Implementation Memorandum」、[AEI「Perspective on the OBBB's SNAP Cuts」](#)、CRS「[Supplemental Nutrition Assistance Program \(SNAP\): A Primer on Eligibility and Benefits](#)」等各種資料を参考に作成))

(注) 退役軍人、ホームレス、里親家庭の保護下にある24歳以下の個人は、2023年財政責任法（FRA）によって免除対象として追加されていたが、OBBBによりこれが取消となった。またFRAでは免除対象の年齢を段階的に55歳まで引き上げていた。

(1) SNAP ③州の負担増加

SNAPの給付費用および管理費の州負担が増加する。

- 2028年度以降、SNAPの一部費用を州が負担することが新たに規定された。(10105条)
- 従来、SNAP給付費用は基本的に全額連邦政府負担(100%)であったが、これを州の「誤支給率(payment error rate)」に応じて一部負担させることとなった。同変更により、連邦政府のSNAPへの支出が10年間で約400億ドル縮小される。
 - 共和党はSNAPにおける誤支給率の高さを問題視しており、当初下院案財政調整法ではペナルティとしてすべての州に対して5%以上のSNAP費用の負担を求め、誤支給率が高い州には最大25%の負担を求める案が検討されていた。しかし、多くの州からの反発を踏まえ、上院案は誤支給率6%未満の州は負担ゼロとし、誤支給率が高い州の負担率も最大15%とする案を提案し、同案が最終的に可決された。
(参考: [agri-pulse紙](#))
- また、2027年度以降の各会計年度において、USDAがSNAPの運営に係る管理費として州機関に支払う金額が、全管理費の25%に減額される。(10106条)
- 従来、連邦が全管理費の50%を負担していたが、本条項により、州の管理費負担割合は50%から75%に引き上げられる。

州の拠出(マッチングファンド) (10105条)

誤支給率	連邦の負担	州の負担
6%未満	100%	0%
6%~8%未満	95%	5%
8%~10%未満	90%	10%
10%以上	85%	15%

(出所) OBBB10105条より作成

(注) 2028会計年度のみ、各州が2025年または2026年のいずれかの誤支給率を選ぶことが可能(低い率が適用される)。2029会計年度以降は、原則として「3年前の誤支給率」で判断

州の管理費負担の増額 (10106条)

誤支給率	連邦の負担	州の負担
変更前	50%	50%
変更後	25%	75%

(出所) OBBB10106条より作成

(1) SNAP ④その他の変更事項

その他、SNAP関連の支出が多方面で削減されている。

- SNAP世帯純月収を算定する際の光熱費やインターネット費用の控除の取り扱いが厳しくなったほか、SNAP栄養教育・肥満予防助成金プログラム（SNAP-ED）への資金提供が廃止された。
- また、難民等の外国人へのSNAP支給も廃止された。

主な変更内容

条	主な内容	背景・詳細
10103	エネルギー支援プログラム利用によるSNAP所得判定の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP給付金算定のための純月収の計算にあたり、LIHEAP（低所得のエネルギー支援プログラム）等のエネルギー支援を受給している場合には、標準光熱費控除（SUA）を受けられたが、高齢者・障害者を含まない世帯については同措置が廃止となった。 ■ これにより控除額が減少し、SNAP給付額が減少する可能性がある。
10104	インターネット接続費の控除禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP給付金算定のための純月収の計算にあたり、住居・光熱費控除にインターネット接続費を含めることを禁止。 ■ SNAP給付金を算定するための純月収の計算にあたり、住宅費および光熱費の一部を収入から控除することができるが、この控除対象からインターネット料金を含めることを禁止した。
10107	SNAP-ED（栄養教育・肥満予防助成）の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP栄養教育・肥満予防助成金プログラム（SNAP-ED）への資金提供を廃止する。 ■ SNAP-EDは、最新の「米国人のための食事ガイドライン」に準拠した健康的な食品の選択と運動を促進する栄養教育・肥満予防プログラムを実施するもの。
10108	一部の在留外国人のSNAP資格廃止	<ul style="list-style-type: none"> ■ この条項は、米国に合法滞在している特定の外国人のSNAP資格を廃止する。これには、難民法の下で条件付き入国の資格がある人、または緊急の人道的理由（家庭内暴力や人身売買の被害者など）に基づく人が含まれる。 ■ 合法的永住者（グリーンカード保持者）、キューバ・ハイチからの入国者、自由協定連合（COFA）に従って滞在する個人は、SNAPの受給資格を維持する。

(出所) [Public Law 119-21, CRS「Supplemental Nutrition Assistance Program \(SNAP\): A Primer on Eligibility and Benefits」](#)、USDA「SNAP Provisions of the One Big Beautiful Bill Act of 2025 - Information Memorandum」、各種資料より作成

(1) SNAP ⑤OBBBによる受給資格・受給額への影響

CBOの推計によると、SNAP関連条項の変更により200～300万人程度が受給資格を失い、平均支給額も減少する。

主な変更内容と受給資格・受給額への影響

	主な変更内容	影響
TFP (10101条)	<ul style="list-style-type: none"> TFPの年間コスト増加率を都市消費者物価指数の伸び率に上限設定する。 2027年と2032年に予定されているTFPの再評価による給付額の増加を認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2027年以降、SNAPの平均月額給付が減少し、2034年には現行法より約14ドル低くなる見込み（227ドル⇒213ドル）。（注） 受給者数には影響しない。 2027～2034年で連邦の歳出を370億ドル削減。
就労要件 (10102条)	<ul style="list-style-type: none"> 就労要件を64歳までの健常成人や、14歳以上の子どもを扶養する成人にも拡大する。また、退役軍人、ホームレス、里親家庭の保護下にある24歳以下の個人への就労要件免除を廃止し、アメリカ先住民には新たな免除を設ける。 州の権限で就労要件を免除できる条件を「失業率10%超の郡」に限定。アラスカ・ハワイには特例を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 2025～2034年の平均で、SNAP受給者が約240万人減少。 <ul style="list-style-type: none"> うち約80万人は子どもなし64歳までの健常成人 約30万人は14歳以上の子どもと同居する18～64歳の健常成人 約100万人は現行法で免除対象だった18～54歳の健常成人 退役軍人、ホームレス、里親家庭の子供の受給減少は、アメリカ先住民の受給増加で一部相殺され、これら全体で約30万人の純減。
光熱費控除 (10103条)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者のいない世帯について、エネルギー支援を受けていることをもって自動的に光熱費控除（Standard Utility Allowance）を適用する仕組みを廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2026～2034年の間、約3%の世帯でSNAPの月額給付が平均約100ドル減少する見込み。 この措置により、同期間で連邦の歳出が60億ドル削減される見込み。
インターネット費用 10104条	<ul style="list-style-type: none"> インターネット費用を住宅費控除の対象から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> 2026～2034年の期間、約65%の世帯でSNAPの月額給付が平均約10ドル減少する見込み。
州の費用負担義務 (10105条)	<ul style="list-style-type: none"> 2028年以降、誤支給率が6%以上の州に対し、SNAP給付費の少なくとも5%（最大15%）の負担を義務付ける。 誤り率が非常に高い州は一時的に負担が猶予される。 従来は連邦政府が全額負担していた。 	<ul style="list-style-type: none"> CBOでは、この新たな州負担義務に対して、現行の給付や資格を維持する州もあれば、給付や資格を見直す州や、プログラムから撤退する州もあると予想。 CBOは、州ごとの対応の違いを考慮するため、確率的手法を用いて全体的な影響を推計。その結果、2028～2034年の平均で、全米で約30万人がSNAP給付の減額または受給資格喪失となると見込んでいる。 2028～2034年で連邦の歳出は410億ドル削減（うち約350億ドルは州負担増によるもの）。
外国人の受給資格 (10108条)	<ul style="list-style-type: none"> 合法的永住者（グリーンカード保持者）、キューバ・ハイチからの入国者、自由協定連合（COFA）に従って滞在する個人以外の外国人のSNAP受給を禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 平均約9万人がSNAP受給資格を失う。 2026～2034年の間、これらの人々は平均して月210ドルの給付を受けるはずであったとCBOは推計。

（出所）CBO「[Estimated Effects of Public Law 119-21 on Participation and Benefits Under the Supplemental Nutrition Assistance Program](#)」より作成

（注）CBOの2025年1月時点の予測では、2027年と2032年に予定されていたTFPの再評価によってコストが増加すると見込んでいた。

参考：SNAPの経済的要件

SNAPには月収に基づく所得制限が設けられている。

- SNAPを受給するための主要な経済的要件として、世帯の月間所得等の制限が設けられている。高齢者や障害者がいない世帯は、世帯総月収と純月収の両方の要件を満たさなくてはならず、高齢者や障害者がいる世帯は純月収の要件のみ満たせばよい。
 - 世帯総月収（Gross monthly income）：世帯の現金収入の合計が連邦政府が定める貧困レベルの130%以下。ただし、月収の計算時に含めない収入が食料栄養法等により規定されている。
 - 世帯純月収（Net monthly income）：連邦政府が定める貧困レベルの100%。純月収は世帯の総月収から一定の控除を行い計算。すべての収入が食品購入に使用できるとは限らないとの考えに基づく。世帯の人数に基づく標準控除（standard deduction）や育児支出などがある。

（出所：令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書）

2026会計年度におけるSNAP世帯月収の上限

世帯人数	世帯総月収	世帯純月収
1	\$1,696	\$1,305
2	\$2,292	\$1,763
3	\$2,888	\$2,221
4	\$3,483	\$2,680
5	\$4,079	\$3,138
6	\$4,675	\$3,596
7	\$5,271	\$4,055
8	\$5,867	\$4,513
追加1人あたり	+\$596	+\$459

（出所）USDA「SNAP Eligibility」

（注）アラスカ・ハワイには異なる上限額が設定されている。

(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBによる変更により、PLCには約500億ドル、ARCには約36億ドルの追加歳出が見込まれている。

■ OBBBによるARC/PLC関連の主な変更点は以下の通り。

ARC/PLCに係る主な変更点

	主な変更点
10301条 実効参照価格・参照価格 (Effective reference price; reference price)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025作物年度以降、参照価格を全作物で引上げ。実効参照価格の算定方法を市場価格の直近5中3平均の88%に変更（現行85%）。 ■ 2031作物年度以降、参照価格は年率0.5%で自動調整され、上限は113%。
10302条 基準面積 (Base acres)	<ul style="list-style-type: none"> ■ PLCおよびARCの支払額は実際の作付面積ではなく、過去の作付面積に基づく基準面積（Base acre）をもとに決まるが、基準面積と実際の作付面積との乖離が問題となっていたことから、2026作物年度以降、全農家合計で最大3,000万エーカーの基準面積を追加割当。 ■ 追加割当面積は、2019～2023年の平均作付実績に基づき決定される。 ■ PLC/ARCの対象作物（Covered commodities）の平均作付面積と非対象作物（Noncovered commodities）の平均作付面積（但し総耕地の15%が限度）が、もともとの基準面積を上回った場合に基準面積が追加される予定。
10303条 生産者による選択権 (Producer election)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARCまたはPLCの選択権を2031作物年度まで延長。 （ARC/PLCは選択制であり、2018年農業法より毎年ARCまたはPLCを選択できる権利が導入） ■ 2025作物年度はPLCとARC-COのうち高い方を自動支給。（受取のタイミングは2026年10月以降※） ■ これまでSCOとARCの併用は不可だったが（PLCのみSCOと併用可）、SCOとARCの併用が可能に。
10304条 PLC：価格損失補償 (Price loss coverage)	<ul style="list-style-type: none"> ■ PLCを2031作物年度まで延長。 ■ 温帯ジャポニカ米の参照価格決定のための算定に用いる年次を2017-21年に変更。
10305条 ARC：農業リスク補償 (Agriculture risk coverage)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARCを2031作物年度まで延長。 ■ ARCの発動基準が基準収入の90%に、最大補償額が基準収入の12%に拡大。

（※注）PLC/ARCでは当該作物年度の翌年10月以降に支払いが行われる。（参考：[USDA「Agriculture Risk Coverage \(ARC\) & Price Loss Coverage \(PLC\)」](#)）

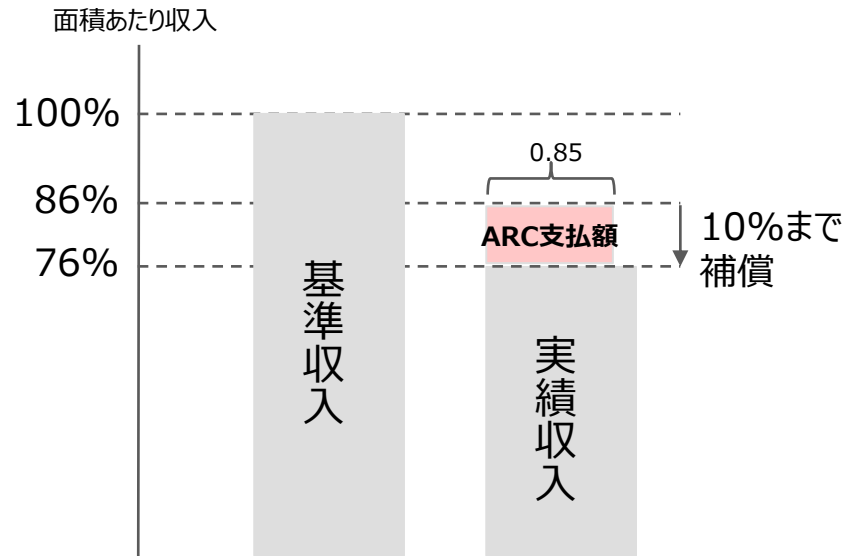
(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBによりARCが発動しやすくなり、補償の上限も拡大している。

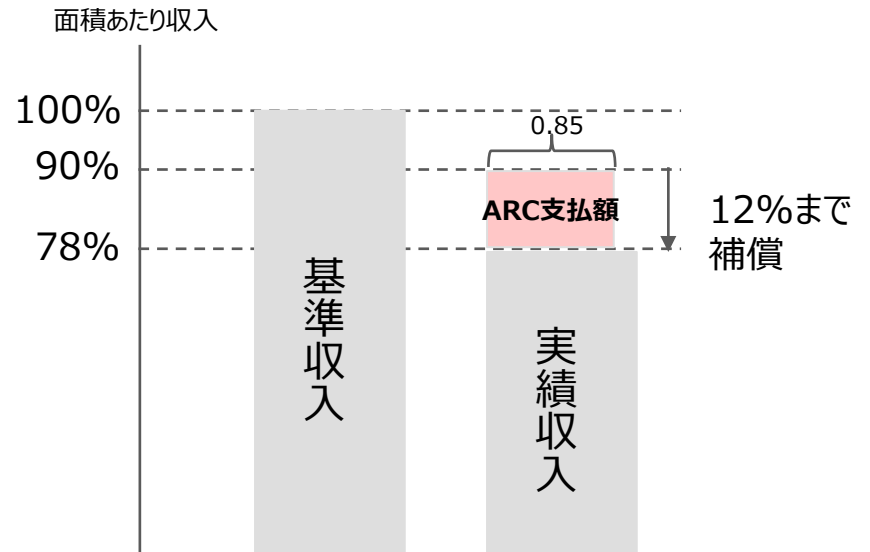
- ARC（農業リスク補償：Agriculture Risk Coverage）は、当年の実績収入が基準収入（直近5中3平均収入）の一定割合を下回った場合に、当年の実績収入との差の一部を補てんするプログラム。
- 生産者は、郡の収入に基づいて支払いが行われる郡ベース農業リスク補償（ARC-CO）と、個別農場の収入に基づいて支払いが行われる個別農場ベースの農業リスク補償（ARC-IC）から選ぶことができる。ARC-COでは基準面積の85%が、ARC-ICでは65%が支払い対象となる。
- OBBBにより、ARCの発動基準が基準収入の90%に、最大補償額が基準収入の12%に拡大。

$$\text{変更後のARC-CO支払額} = \{ (\text{郡の基準収入額}) \times 0.90 - (\text{郡の作物収入額}) \} \times \text{基準面積} \times 0.85$$

変更前（2018年農業法）



OBBBによる変更後（2025作物年度以降）



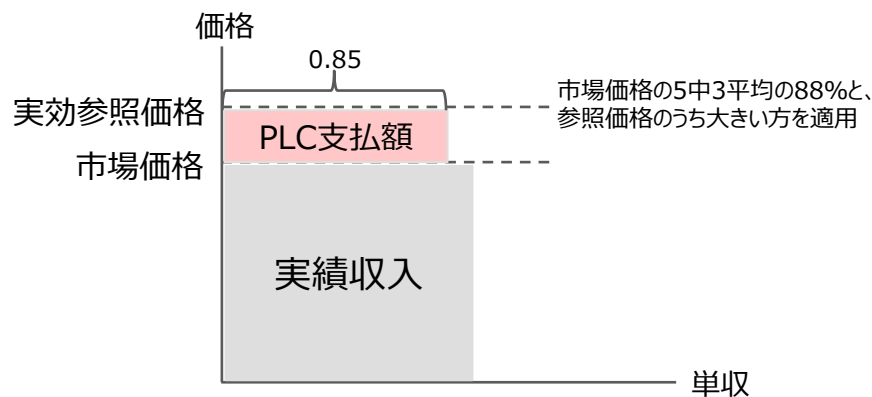
(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBにより参照価格が引き上げられ、PLCが発動しやすくなった。

- PLC（価格損失補償：Price Loss Coverage）は、市場価格が実効参照価格（Effective Reference Price）を下回った場合に、実効参照価格と市場価格の差の一部を補填するプログラムであり、価格下落による収入損失を抑えるセーフティネットとしての役割を担っている。
- 実効参照価格は、以下のうち高いほうが適用される。ただしBの場合、参照価格の115%が上限となる。
 - (A)参照価格（Reference Price）（**OBBBにより全品目引き上げ**）
 - (B)直近5年の市場価格のうち最大値と最小値を除いた3年平均の88%（**OBBBにより85%⇒88%へと引き上げ**）
- OBBBでは、2031年以降の参照価格は毎年0.5%ずつ増加することも規定された（最大2030年比113%まで）。

PLCの支払いイメージ

$$\text{PLC支払額} = (\text{実効参照価格} - \text{市場価格}) \times (\text{支払単収}) \times \text{基準面積} \times 0.85$$



(注1) 図中の支払額は面積あたりの金額を表し、これに基準面積を掛けた額が実際の支払額となる。

(注2) 実際には支払単収と実績単収は異なるが、図では同じとみなしている。

参照価格の変更

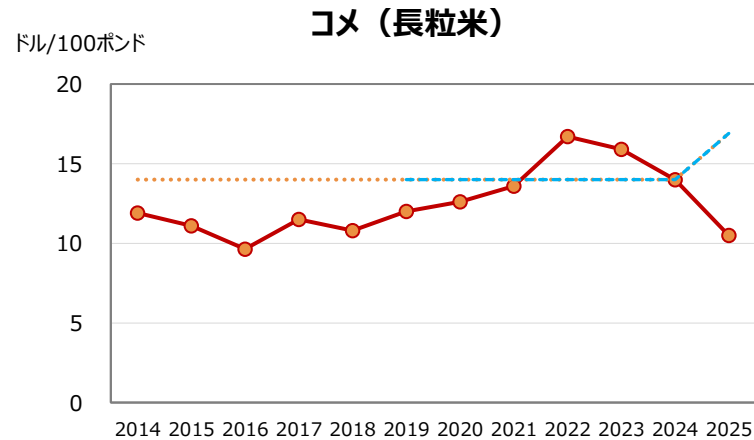
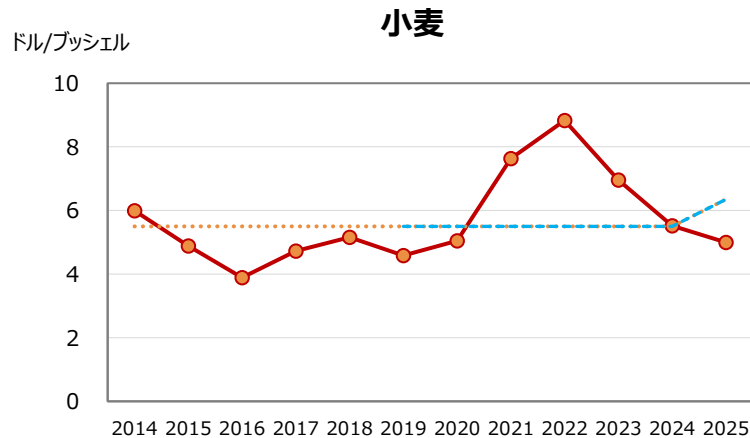
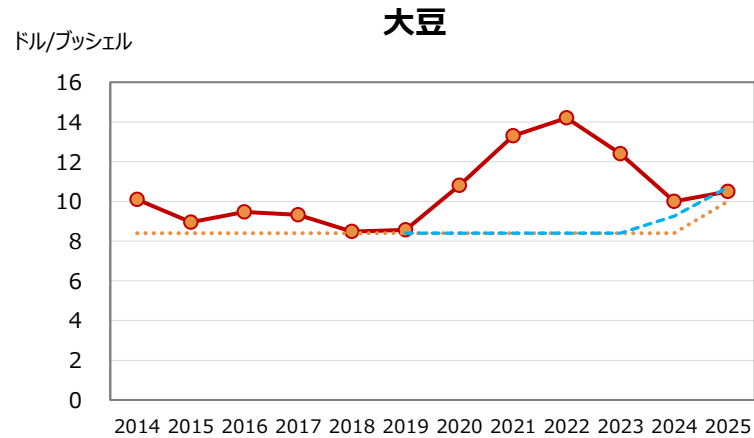
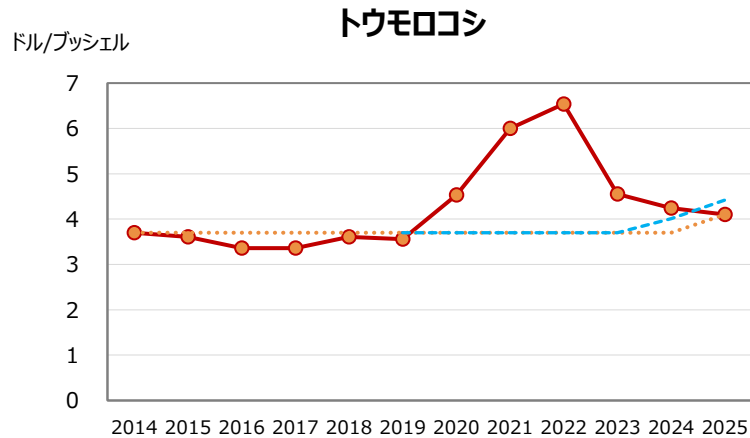
	変更前	変更後	単位
小麦	5.50	6.35	\$/ブッシェル
トウモロコシ	3.70	4.10	\$/ブッシェル
ソルガム	3.95	4.40	\$/ブッシェル
大麦	4.95	5.45	\$/ブッシェル
オート麦	2.40	2.65	\$/ブッシェル
長粒米	14.00	16.90	\$/100ポンド
中粒米	14.00	16.90	\$/100ポンド
大豆	8.40	10.00	\$/ブッシェル
その他の油糧種子	20.15	23.75	\$/100ポンド
ピーナッツ	535.00	630.00	\$/トン
乾燥えんどう	11.00	13.10	\$/100ポンド
レンズ豆	19.97	23.75	\$/100ポンド
小粒ひよこ豆	19.04	22.65	\$/100ポンド
大粒ひよこ豆	21.54	25.65	\$/100ポンド
実綿	0.37	0.42	\$/ポンド
温帯ジャポニカ米	17.30	24.33	\$/100ポンド

(※注) 温帯ジャポニカ米の参照価格は、他の作物と異なり、参照価格の算定式から決定することが定められている（合衆国法典7編9011(23)および9016(g)）。OBBB10304条において同算定式に用いる年度が、2017～2021年の平均に変更されることが規定されている。表中の参照価格は、同算定式に基づくUSDAの公表値を表す。

(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

参照価格の引き上げにより、2025年は多くの品目で市場価格が参照価格を下回る見込みである。

近年の価格推移と参照価格・実効参照価格



● 市場年度平均価格
 参照価格
 - - - 実効参照価格

(出所) [USDA「ARC and PLC Data」](#) より作成

(注) 2025年市場年度の市場価格は予測値 (2026年2月10日時点)。2025年の参照価格にはOBBBによる変更を反映している。

参考：実効参照価格の算定

2025年実効参照価格の計算結果

作物名	市場年度	単位	2025年参照価格 (A)	市場年度平均価格					5年中3年平均の88% (B)	2025年実効参照価格
				2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24		
トウモロコシ	9月～8月	ブッシェル	\$4.10	\$3.56	\$4.53	\$6.00	\$6.54	\$4.55	\$4.42	\$4.42
大豆	9月～8月	ブッシェル	\$10.00	\$8.57	\$10.80	\$13.30	\$14.20	\$12.40	\$10.71	\$10.71
小麦	6月～5月	ブッシェル	\$6.35	\$4.58	\$5.05	\$7.63	\$8.83	\$6.96	\$5.76	\$6.35
コメ（長粒米）	8月～7月	100ポンド	\$16.90	\$12.0	\$12.6	\$13.6	\$16.7	\$15.9	\$12.35	\$16.90

最小

最大

過去5年中最大と最小を除いた
平均値を計算し、88%を乗じる

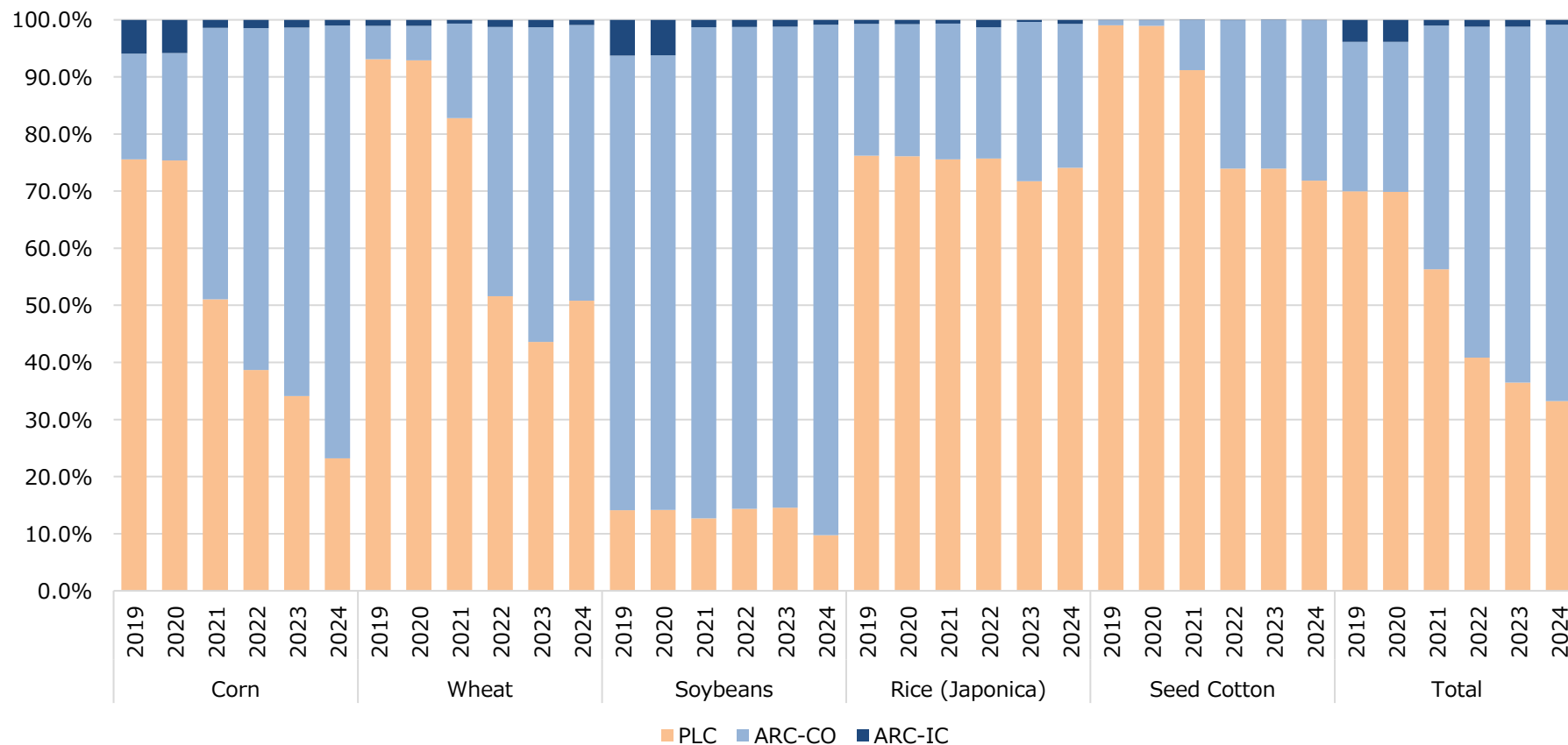
(A)と(B)のうち
(B)高い値を適用

※ (A)の115%が上限

参考：ARC/PLCの選択実績

近年は作物価格が高水準で推移していたことから、PLCから単収の変化も補てん出来るARCへの移行が進んでいる。

ARC/PLCの選択割合（基準面積ベース）



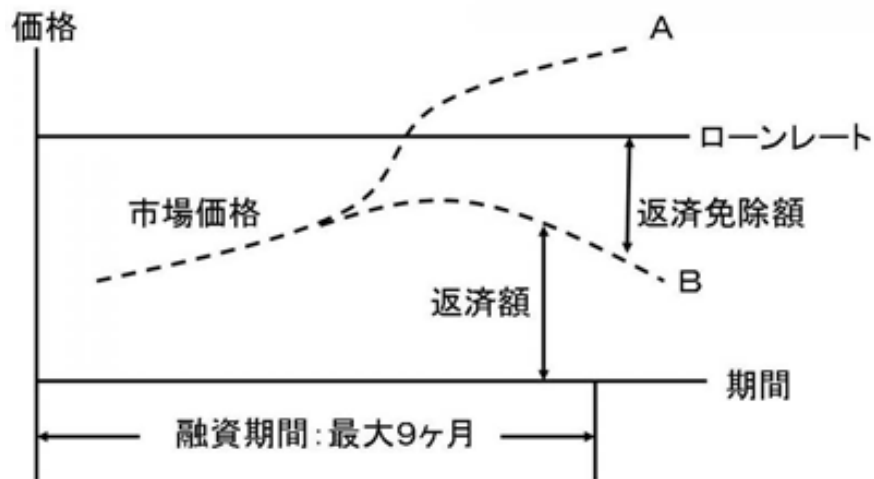
(出所) [USDA \[ARC and PLC Data\]](#) より作成

(2) 農作物プログラム ②ローンレートの引き上げ

OBBBにより、販売支援融資におけるローンレートも引き上げられた。

- 販売支援融資（Marketing Assistance Loan : MAL）は、任意の量の作物を担保として、9か月の短期融資を与える制度である。融資額はローンレートに基づき決まり、市場価格が著しく低くなった場合の価格支持機能を有するプログラムである。
- MALにより、短期資金を確保することで、農家は収穫時に収穫した農産物を一度にすべて販売する必要がなくなり、農産物が高値になった時点での販売が可能となる。農家が担保にした農産物を政府に引き渡せば、農家は返済義務から免除される。
- OBBBにより2026作物年度以降全品目でローンレートが引き上げられた。（10309条）

販売支援融資制度の支払いイメージ



- Aの場合：融資額と利子を返済し、農産物を市場価格で売却。
- Bの場合：担保の農産物の質流しを行い融資の返済免除を受けるか、市場価格での融資返済を行いローンレートとの差額分を得るとともに穀物を引き取る。

(出所) 農林水産省「米国の農業政策」

ローンレートの変更

	～2025年	2026～2031年	単位
小麦	3.38	3.72	ドル/ブッシェル
トウモロコシ	2.20	2.42	ドル/ブッシェル
ソルガム	2.20	2.42	ドル/ブッシェル
大麦	2.50	2.75	ドル/ブッシェル
オート麦	2.00	2.20	ドル/ブッシェル
陸地綿	0.45～0.52*	0.55	ドル/ポンド
超長繊維綿	0.95	1.00	ドル/ポンド
長粒米	7.00	7.70	ドル/100ポンド
中粒米	7.00	7.70	ドル/100ポンド
大豆	6.20	6.82	ドル/ブッシェル
その他油糧種子	10.09	11.10	ドル/100ポンド
乾燥エンドウ	6.15	6.87	ドル/100ポンド
レンズ豆	13.00	14.30	ドル/100ポンド
小粒ヒヨコ豆	10.00	11.00	ドル/100ポンド
大粒ヒヨコ豆	14.00	15.40	ドル/100ポンド
グレードウール	1.15	1.60	ドル/ポンド
非グレードウール	0.40	0.55	ドル/ポンド
モヘア	4.20	5.00	ドル/ポンド
ハチミツ	0.69	1.50	ドル/ポンド
ピーナッツ	355	390	ドル/トン

(*注) 過去2年間の市場価格の平均値に基づき0.45～0.52ドル/ポンドの間で設定。

(2) 農作物プログラム ③ 支給上限等の緩和化

支給上限や所得制限が緩和され、大規模農場に有利な変更が加えられた。

- ARC/PLC等の支給額は一人あたり125,000ドルに上限が定められていたが、この上限が155,000ドルへと拡大された。
- また、「適格パススルー事業体」の定義が新たに定められ、同事業体を構成する個人・法人の数に155,000ドルを乗じた金額が上限となることが定められた。

支給額上限等に関する主な変更点

	変更前	変更後
生産者一人当たりの支給額上限 (10307条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARC/PLC等支給額の合計は125,000 ドル以下 ■ ただし、ピーナッツは別途125,000 ドルの上限枠を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARC/PLC等支給額の合計は155,000 ドル以下 ■ ただし、ピーナッツは別途155,000 ドルの上限枠を設定。 ■ インフレ率に応じて毎年上限は調整され得る。
法人における受給上限額の免除対象 (10306条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合併会社およびジェネラルパートナーシップについては、所有権を構成する個人または法人の数に125,000ドルを乗じた金額までの支払いを受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適格パススルー事業体については、所有権を構成する個人または法人の数に155,000ドルを乗じた金額までの支払いを受けられる ■ 適格パススルー事業体とは、適格な要件を備えたパートナーシップ、有限責任法人（LLC）、Sコーポレーション、合併会社およびジェネラルパートナーシップを指す
所得制限 (10308条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調整後総所得（Adjusted Gross Income: AGI）の過去3年間平均が900,000ドルを超える経営は多くの補助金の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ AGIが900,000ドルを超える経営であっても、AGIの75%以上が農業関連活動（農業、畜産、アグリツーリズム、農産物直販など）から得られている場合、特定の災害支援・保全プログラムに参加することを可とする。

(注) 家族農家の場合、農家一戸当たりの支給額の上限は、その農家において積極的に従事する（AEF: Actively Engaged in Farming）生産者の人数に上限額（OBBB以降は155,000ドル）を乗じた金額となる。配偶者、18歳以上のいとこ、甥、姪はAEF生産者の人数として加算される。（出所：令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書）

(参考) [CRS \[U.S. Farm Programs: Eligibility and Payment Limits\]](#)、Coppess, J. [The Reconciliation Farm Bill: Top Five Most Problematic Changes to Farm Policy, #1.] [farmdoc daily \(15\):161, Department of Agricultural and Consumer Economics, University of Illinois at Urbana-Champaign, September 4, 2025.](#)

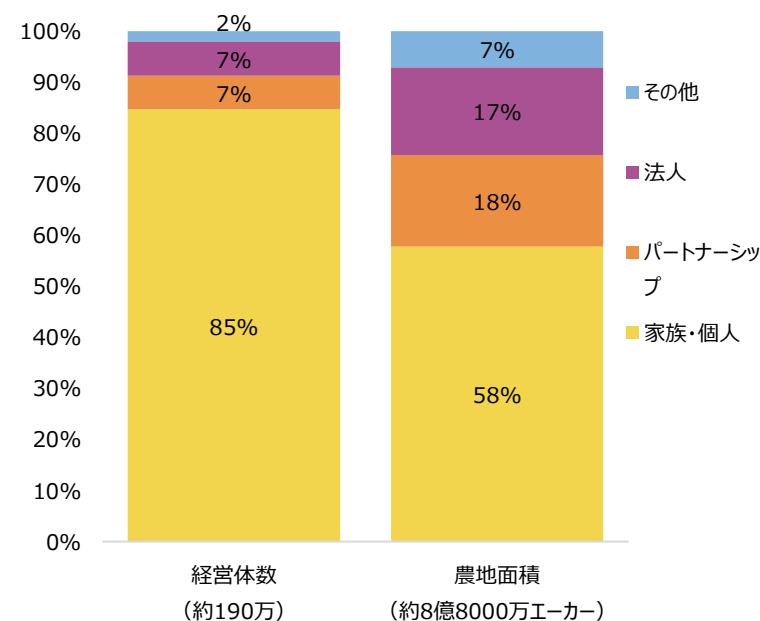
参考：米国における農業経営形態

米国では多様な農業経営の組織形態が存在しており、それぞれ責任範囲や課税方式が異なる。

農業経営の主な組織形態

形態	所有者	責任	課税	経営管理
個人事業 (Sole Proprietorship)	単独の個人	所有者が無限責任を負う	所有者個人が確定申告（スケジュールF）	所有者が全てを直接管理
ジェネラル・パートナーシップ (General Partnership)	2人以上の個人	各パートナーが個人的に無限責任を負う	各パートナーの申告にパススルー課税	パートナー間の合意により共同管理
リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership, LP)	一般パートナー + リミテッド・パートナー	リミテッド・パートナーは有限責任、一般パートナーは無制限責任	パススルー課税	一般パートナーが経営を担う
有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership, LLP)	2人以上のパートナー	全てのパートナーが有限責任	パススルー課税	パートナー間の合意により共同管理
有限責任法人 (Limited Liability Company, LLC)	1人以上のメンバー	メンバーの個人資産は保護される（有限責任）	パススルー課税が原則（会社課税も選択可）	経営上の合意事項に基づく
C法人 (C Corporation)	株主数に上限なし	株主は個人的責任を負わない	法人所得に課税、配当時に再度課税（二重課税）	取締役会 + 役員 + 定款に基づき運営
S法人 (S Corporation)	米国株主 100人まで	株主は個人的責任を負わない	パススルー課税で、二重課税を回避	取締役会 + 役員 + 定款に基づき運営
協同組合 (Cooperative)	複数の農業者（組合員）	組合法に基づき組合員は保護される	特別な課税ルール	民主的運営（1人1票）

組織形態別の割合（2022年）



(出所) [USDA NASS「2022 Census Volume 1, Chapter 1: U.S. National Level Data Table 74」](#)より作成

(注) 上図の区分は税務上の法的形態によるものであり、パートナーシップや法人であっても家族によって経営されている場合は多い。

(出所) [KCARD「Structuring Your Farm Business: An Overview for Ag Businesses」](#)

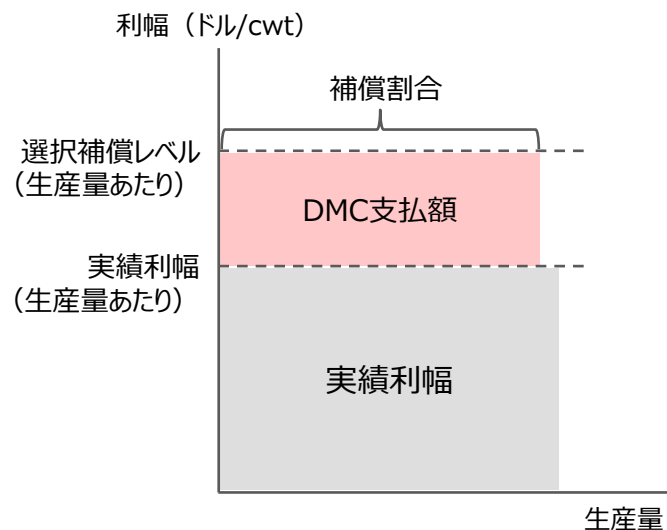
(注) パススルー課税とは、法人格自体に課税せず、利益を通り抜けて（pass through）出資者・構成員個人に直接課税する制度。二重課税を回避できる利点がある。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

酪農利幅補償プログラムは、利幅に対するセーフティネットを提供する。

- 酪農利幅補償プログラム（Dairy Margin Coverage : DMC）は、生乳価格と飼料価格の差額（利幅：Margin）に対するセーフティネット。
- DMCに加入する生産者は、補償レベル（coverage level）と、補償割合（coverage percentage）を決めた上で、保険料と手数料100ドルを支払う。補償レベルは、4.0～9.5（ドル/cwt）の範囲で、補償割合は、5%～95%の範囲で選択する。
- 生産量あたり保険料（掛け金）は、補償レベルに応じて設定されており、高い補償レベルを選択するほど保険料も高くなる。ただし、4ドルの利幅は壊滅的（catastrophic）な水準と呼ばれ、無料で加入できる。（事務手数料100ドルは必要）
- 生産者は1年単位で加入の選択をするが、補償の発動有無は月単位で決定される。

DMCの補償イメージ



（注）図はイメージとして掲載。実際には支払は過去の生産履歴に基づき、実績生産量には依存しない。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

OBBBにより、Tier IとTier IIの境界の引き上げ等について変更が加えられた。

- OBBBによって、保険料のTier IとTier IIの境界が500万ポンド⇒600万ポンドへ引き上げられた。(10313条)
- また、DMCの補償レベル・補償率は毎年変更可能だが、2026～2031年の間DMCに加入し、補償水準を固定する（Lock-in）生産者は、保険料が25%割引かれる。2018年農業法下でも、2019年から2023年の間選択を固定した生産者は保険料が25%割引されていたことから、同様の制度が継続したこととなる。
 - 2018年農業法が延長された2024年と2025年においても、2019～2023年の選択を継続して固定する場合は割引が適用されていた。

OBBBによるDMCの変更点

変更点	変更のポイント
生産履歴の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ DMCプログラムの生産履歴を、参加酪農場の2021年、2022年、または2023暦年中の年間最高の牛乳販売量に設定。 ■ 2018年農業法では2011～2013年の履歴が使用されていた。
Tier IとTier IIの境界	<ul style="list-style-type: none"> ■ Tier IとTier IIの境界を、生産履歴の500万ポンドから600万ポンドに引き上げる。
補償割合固定による保険料割引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産者は、2026年から2031年の暦年の間補償レベル・補償割合を固定することで25%の保険料割引を受けることができる ※同様の割引は2018年農業法下でも実施

DMCの保険料

補償レベル (ドル/cwt)	Tier 1 最初の600万ポンドまでの過去生産量に対する保険料	Tier 2 600万ポンド以上の過去生産量に対する保険料
4.0	なし	なし
4.5	0.0025	0.0025
5.0	0.005	0.005
5.5	0.030	0.100
6.0	0.050	0.310
6.5	0.070	0.650
7.0	0.080	1.107
7.5	0.090	1.413
8.0	0.100	1.813
8.5	0.105	N/A
9.0	0.110	N/A
9.5	0.150	N/A

(出所) [USDA「Dairy Margin Coverage \(DMC\)」](#)

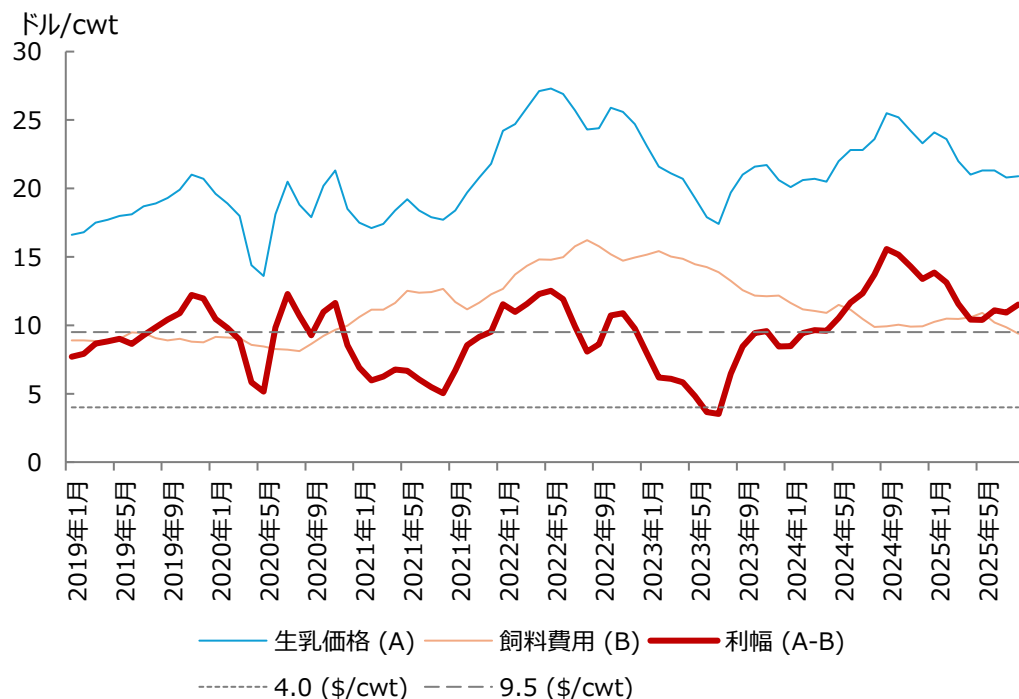
(注) OBBBによる保険料自体の変更はなく、Tier 1とTier 2を分ける生産量にのみ変更があった。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

2019年以降、9.5ドルの利幅を下回る発動は38回発生している。

- 2019年1月のDMCプログラム導入から2024年12月までの間に、9.50ドルの利幅を選択した生産者に対して、38回（38ヶ月）発動。
- 2023年6月と7月には、DMCプログラムの下で初めて4.00ドルの壊滅的利幅を下回った。

価格・飼料費用・利幅の推移



(出所) [USDA「Dairy Margin Coverage \(DMC\) Program Updates and Prices」](#)より作成

DMC加入実績・支払実績

年	加入酪農家数 (割合)	対象牛乳生産量 (10億ポンド) (割合)	生産者への 支払い (百万ドル)
2019	23,489 (71.9%)	178.6 (65.0%)	451
2020	13,537 (44.1%)	121.3 (46.3%)	234
2021	19,115 (67.5%)	162.6 (66.9%)	1,186
2022	17,992 (69.5%)	156.3 (69.4%)	84
2023	17,130 (73.8%)	153.7 (74.8%)	1,291
2024	15,715 (73.3%)	150.9 (79.0%)	37

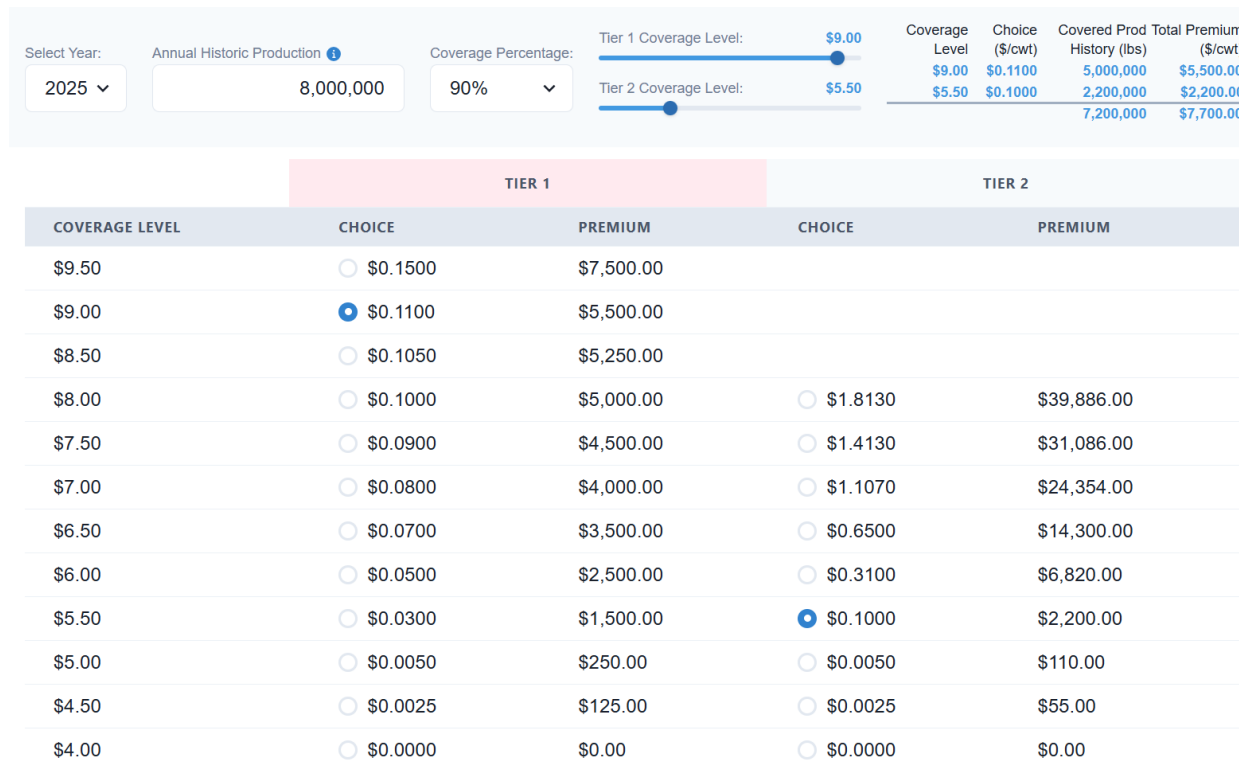
(出所) [CRS「Farm Bill Primer: Support for the Dairy Industry」](#)

参考：DMC保険料の算定

USDAでは、DMCにおける補償レベル・補償割合を選択するための意思決定ツールを提供している。

(下図例)

- 800万トンの生産履歴を持つ生産者が90%の補償割合を選択する場合、 $800万 \times 90\% = 720万$ トンがDMCの補償対象。うち最初の500万トンがTier Iの補償対象となり、残りの220万トンがTier IIの補償対象となる。Tier IとTier IIの補償レベルをそれぞれ選択し、そのレベルに応じた保険料と生産量を掛け合わせた額が支払うべき保険料となる。



(出所) <https://dmc.bozic.io/#/>

(注) 2025年11月時点でOBBBによる変更は反映されていない

(2) 農作物プログラム ⑤綿花プログラム

綿花のMALの返済時における柔軟性が高められた。

- 陸地綿 (Upland cotton) のMALローンの返済後に価格が値下がりした場合、生産者への返金が保証されることとなった。
- また、繊維工場に対する経済調整支援プログラムが拡大した。

綿花プログラムに係る主な変更点

主な変更点	
MALに係る変更 (10310条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸地綿のMAL融資を世界市場価格 (Prevailing world market price) で返済した場合、返済日から30日間以内の世界市場価格の最低価格と返済価格との差額に相当する金額の払い戻しを生産者に提供する。 ■ 陸地綿の世界市場価格の算定方法を明文化 ■ 超長繊維綿 (extra long staple cotton) についても世界市場価格での返済を可能とする。 (従来はローンレートでの返済のみ)
経済調整支援プログラム の引き上げ (10311条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 綿花の国内使用者 (繊維工場) に対する経済調整支援プログラムとして、綿花使用 1 ポンドにつき3セントが支給されていたが、これを5セント/ポンドに増額する*。

(出所) OBBBおよび合衆国法典 (7 USC 9034) より作成

(注*) なお、使用する綿花については、生産地は問わない (外国産であっても構わない)

(出所: 勝又「プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料第5号 平成26年度 カントリーレポート: 米国, WTO, ロシア 第1章 米国の農業分野のWTO紛争と対応戦略」)

陸地綿価格の推移 (調整世界価格: AWP)



(出所) USDA

(注) 実際にはローンレートは過去2年間の市場価格の平均値に基づき45~52ドル/100ポンドの間で設定されるが、この期間は52ドルで推移。また、OBBBによりローンレートは55ドルに引き上げられている。

(2) 農作物プログラム ⑥砂糖プログラム

砂糖に対するMALのローンレートも引き上げられた。

- 米国の砂糖プログラムは、製糖業者への販売支援融資（MAL）、販売割当による国内砂糖供給の制限、関税割当による砂糖輸入の制限等を通じて、米国の砂糖産業を支援している。
- OBBBでは、砂糖のローンレートを引き上げるほか、精製糖の輸入に対する追加条件を設定するための調査をUSDAに対して義務付けており、調査結果に基づいて新たな規制を制定する権限を与えている。

砂糖プログラムの主な変更点

	変更点の概要
10312条(a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年作物年度以降、粗糖（raw cane sugar）のMALのローンレートを1ポンドあたり24セントに引き上げる。（2024年作物年度以前は19.75セント） ■ 2025年作物年度以降、精製糖（refined beet sugar）のローンレートは、粗糖のローンレートの136.55%（=32.77セント）に引き上げる。（2024年作物年度以前は128.5%（=25.38セント））
10312条(b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年作物年度、砂糖がMALの担保として使用された場合、CCCは現物を保管する製糖業者に以下の金額以上に設定された保管料率を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> ● （1）精製糖（refined sugar）：100ポンドあたり月額34セント。 ● （2）粗糖（raw cane sugar）：100ポンドあたり月額27セント。
10312条(c)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各製糖業者に対して販売数量が割り当てられているが（販売割当）、市場への砂糖供給を管理しているが、販売割当が増額調整された場合、甜菜糖製糖業者の再割り当てにおいて、利用可能な砂糖を有する甜菜糖製糖業者を優先しなければならないことが新たに定められた。 ■ さらに、甜菜糖の販売割当を調整する必要がある場合、USDAは1月の世界農業需給見通し（WASDE）報告書の公表後30日以内に、甜菜糖の販売割当を再配分しなければならない。
10312条(d)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各国に割り当てられた砂糖の輸入枠（TRQ）について、どの国が割当分に到達しないかを特定し、未達が見込まれた場合には、できるだけ早く他国などに再割当することが定められた。 ■ また、USDAは精製糖の輸入に関して追加の条件を設定することが必要かつ適切であるかどうかを検討し、議会に報告書を提出しなければならない。この結果に基づき、USDAは精製糖の輸入に関する追加の条件を設定する規則を制定できる。

（参考）[USDA「Sugar and Sweeteners - Policy」](#)、[USDA「Sugar and Sweeteners - Trade」](#)、[CRS「U.S. Sugar Program Fundamentals」](#)、[手塚「主要国の農業情報調査分析報告書（平成16年度）米州地域『米国農業政策における砂糖政策の現状と位置づけ、及びNAFTA10年の経験』](#)

(3) 作物保険 ①保険料補助金の拡大

作物保険への保険料補助が拡大している。

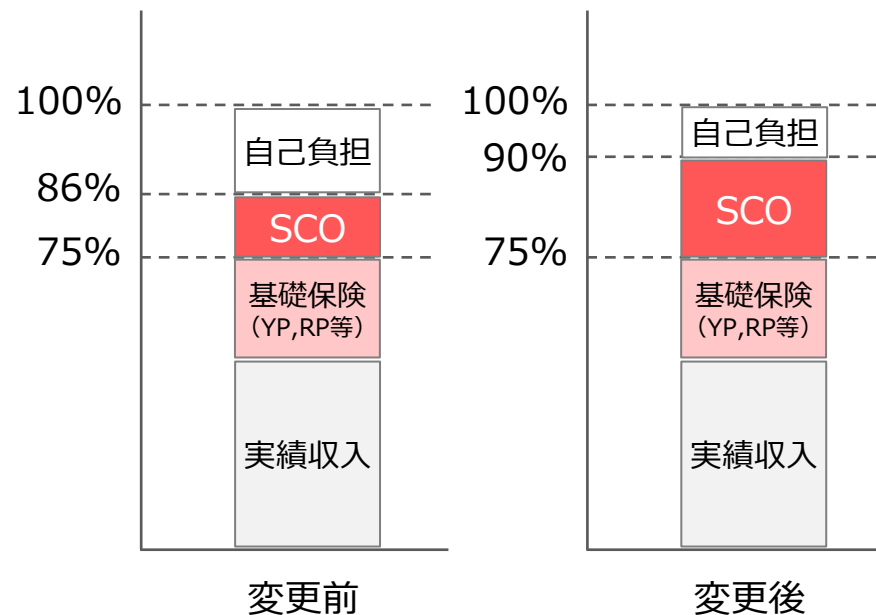
- OBBBにより、作物保険における保険料に対する補助金の割合が引き上げられることとなった。(10504条)
- さらに、SCOの発動条件が緩和され(損失14%⇒10%)、それに伴い補償上限も90%へと引き上げられた。また、SCOの保険料の政府補助率が65%から80%へと引き上げられた。(10502条)
- SCO(補足的補償オプション)は他の保険商品(収量補償保険(YP)や収入補償保険(RP))と併用して購入できる追加的な保険オプション。郡レベルの損失が一定以上となった場合に補償される。

作物保険の保険料への補助割合

補償水準 (Coverage Level)	変更前の補助率	変更後の補助率
50%以上55%未満	67%	67% (変更なし)
55%以上65%未満	64%	69%
65%以上75%未満	59%	64%
75%以上80%未満	55%	60%
80%以上85%未満	48%	51%
85%以上	38%	41%

(出所) OBBB10504条および[合衆国法典 \(7 U.S.C. §1508\(e\)\(2\)\)](#) より作成

SCOの支払イメージ



(3) 作物保険 ②その他の変更

新規就農者に対する保険料補助が拡充された。

- OBBBにより、新規就農者とみなされる期間が5年から10年に拡大し、保険料の補助率も上昇した。
- そのほか、保険制度の運用に係る管理・運営資金が増額された。

その他作物保険に係る変更内容の概要

条項	主な内容	背景・概要
10501	新規就農者の保険料補助拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規就農者として定義される期間を5年から10年に延長。 ■ 新規就農者への保険料補助率の追加上乗を拡充。1～2年目は15%、3年目は13%、4年目は11%、5～10年目は10%が追加補助される。(OBBB以前は各年一律10%の追加補助)
10503	管理・運営費増額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険会社の管理運営費 (A&O) に対する補助を増額。
10505	IT・データ管理強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険プログラム遵守・監査のための情報技術への資金を増額。
10506	保険の運営・審査・健全性維持の資金増額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険制度の運営・審査・健全性維持のための資金を増額。
10507	家禽保険パイロットプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 異常気象による家禽生産コスト増加に対応するインデックス保険の試験導入。

参考：米国における主な作物保険の種類

機能	保険対象リスク	名称（英語）	概要
収量 保険	自然災害等 （干ばつ、凍霜 害、湿潤害、暴 風雨、洪水、病 害、虫害、獣害、 火災、噴火等） による収量の減 少	大災害作物保険 Catastrophic Crop Insurance: CAT	過去4～10年の平均単収の50%を下回った場合、下回った分について予想市場価格の55%を支払う。保険料は全額政府が負担するが、加入する作物ごとに655ドルの手数料を支払う。
		過去実績生産保険 Actual Production History: APH	CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準は50～85%。保証価格は期待予想価格（FCICが決定）の55～100%の範囲で加入者が選択し、選択した条件に応じた保険料を支払う。
		収量補償保険 Yield Protection: YP	基本的仕組みはAPHと同じで、CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準も85%。YPの補償価格は販売終了前の月の平均先物市場価格。
		郡収量補償保険 Area Yield Protection: AYP	CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。個々の農場の収量ではなく、郡ベースの収量をもとに保証する作物保険。補償価格は平均先物市場価格を用いる。ARPの補償価格の保証水準は65～90%（AYPについては65%がCAT保証水準）。
収入 保険	自然災害等によ る収量の減少、 価格の低下のい ずれか、またはそ の両方による収 入の減少	収入補償保険 Revenue Protection: RP	単収低下と価格低下によって実際の販売収入が収入保証額（基準単収×先物価格×保証水準）を下回った場合に、下回った分を補償。先物価格は、作付前あるいは収穫時における対象作物のいずれか高いほうの価格を使用するが、収穫時先物価格に関わらず、作付時先物価格のみによって収入保証額を計算する「収穫時価格オプションのない収入補償保険（RPHPE）」もある。保証水準は50～75%（一部地域で85%まで選択可能）。
		郡収入補償保険 Area Revenue Protection: ARP	AYPと同様に郡ベースの収入額をもとに収入を保証。「収穫時価格を除外した郡収入補償保険（ARPHPE）」もある。保証水準は70～90%。
		総農場収入補償保険 Whole Farm Revenue Protection: WFRP	経営単位の農業収入が基準収入（過去の平均収入×保証水準（50～85%））を下回った場合に補償する収入保険。
		過去実績収入補償保険 Actual Revenue History: ARH	果樹を対象に単収、価格、品質低下によって実際の販売収入が過去の平均単収×保証水準を下回った場合に補償。保証水準は50～75%。
その他	-	補足的補償オプション Supplemental Coverage Option: SCO	収入（保険設計上の予想収入、または期待収量）の一定割合までを保障する保険。SCOに加入できるのはYP、RP、RPHPEの加入者のみで、いずれかの保険への加入が必須。SCOはこれらの保険に加入する農家に対する上乗せの補足的保障という位置づけ。

（出所）「令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書」を基に一部編集

(4) その他 ① 保全

OBBBにより、IRA資金は取り消されたものの、保全プログラムに対するベースライン予算は増強された。

- 2022年に成立したインフレ抑制法（IRA: Inflation Reduction Act）により保全プログラムへの追加予算が投入されていたが、OBBBによりこれらの追加予算のうち未執行分は撤回されることとなった。（10601条）
- 一方で、従来農業法で規定されていた保全プログラム（EQIP、CSP、ACEP、RCPP）のベースライン予算が増額となった。
 - IRAでは気候変動関連の保全活動に追加資金を使用することが定められていたが、OBBBによる追加予算では気候変動関連の保全に限定されない。（出所：CRS「One Big Beautiful Bill Act (H.R. 1): Section 10102, Agricultural Conservation」）

インフレ抑制法による追加資金（予算権限・百万ドル）

	2023	2024	2025	2026	合計
EQIP	250	1,750	3,000	3,450	8,450
CSP	250	500	1,000	1,500	3,250
ACEP	100	200	500	600	1,400
RCPP	250	800	1,500	2,400	4,950

IRAではこれらを2031年までに支出することが規定されていたが、OBBBにより未執行分は撤回

各プログラムのベースライン予算権限の変化（百万ドル）

	年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031
EQIP	変更前	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025
	変更後	2,655	2,855	3,255	3,255	3,255	3,255
	増分	630	830	1,230	1,230	1,230	1,230
CSP	変更前	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	変更後	1,300	1,325	1,350	1,375	1,375	1,375
	増分	300	325	350	375	375	375
ACEP	変更前	450	450	450	450	450	450
	変更後	625	650	675	700	700	700
	増分	175	200	225	250	250	250
RCPP	変更前	300	300	300	300	300	300
	変更後	425	450	450	450	450	450
	増分	125	150	150	150	150	150

（出所）OBBB 10601条等より作成

（注） EQIP: Environmental Quality Incentives Program
 CSP: Conservation Stewardship Program
 ACEP: Agricultural Conservation Easement Program
 RCPP: Regional Conservation Partnership Program

(4) その他 ①保全

米国では農地の休耕や生産農地において環境負荷を低減する取組に対して支払が行われる。

米国における主な保全プログラム

	概要
保全休耕プログラム (Conservation Reserve Program: CRP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムに参加する農家は10-15年間、土壌侵食されやすい土地を休耕し、土壌品質向上に資する植物を植えて被覆する。 ■ その間、土地を商業的に利用できない代わりに地代相当額の支払を受ける。プログラムの長期的な目標は、水質の改善、土壌侵食の防止、野生生物の生息地の損失低減であり、土地被覆の復元に貢献することである。
環境改善奨励プログラム (Environmental Quality Incentives Program: EQIP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業生産者や森林所有者を対象に、自然資源の保全活動に対する技術的・財政的な支援を行うプログラムである。実施期間は10年を超えることはできない。 ■ 自然資源保全局は、農業生産者と1対1で、農場内の環境問題を解決するための保全活動をまとめた保全計画を策定する。農業生産者は、農業経営を改善しながら、水や空気の浄化、土壌の健全化、野生生物の生息環境の改善につながる保全計画の慣行や活動を実施する。EQIPは、農業生産者のこうした保全活動を支援するものである。
保全管理プログラム (Conservation Stewardship Program: CSP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムでは、農業及び森林生産者が既存の保全活動の強化や新たな活動を実施する際の技術的及び財政的支援の提供を行う。例えば、生産者が既にカバークロップを植えている場合、複数種のカバークロップへの改良を試みたり、土壌の圧縮を解消するために根の深いカバークロップを植えることなどが考えられる。 ■ CSPに参加する利点の一部として、天候・市場の変動に対する耐性の強化、農業投入のニーズの減少、野生動物の生息環境の改善などが挙げられている。 ■ CSPの契約期間は5年間である。最初の契約期間が終了した後、更新時の申請書のランクが高い場合、さらに5年間の延長ができる可能性がある。
農業保全地役プログラム (Agricultural Conservation Easement Program: ACEP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムは、農業利用や保全価値に悪影響を及ぼす非農業利用の制限、適格な放牧地の回復・保存を通じた放牧利用と関連する保全価値の保護、及び適格地の湿地の保護・回復・強化を通じて、適格地の農業生活と関連する保全価値の保護を目的とするものである。
地域保全パートナーシップ・プログラム (Regional Conservation Partnership Program: RCPP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムはパートナー主導の保全活動であり、農地における自然資源の課題解決に資金を提供するもの。

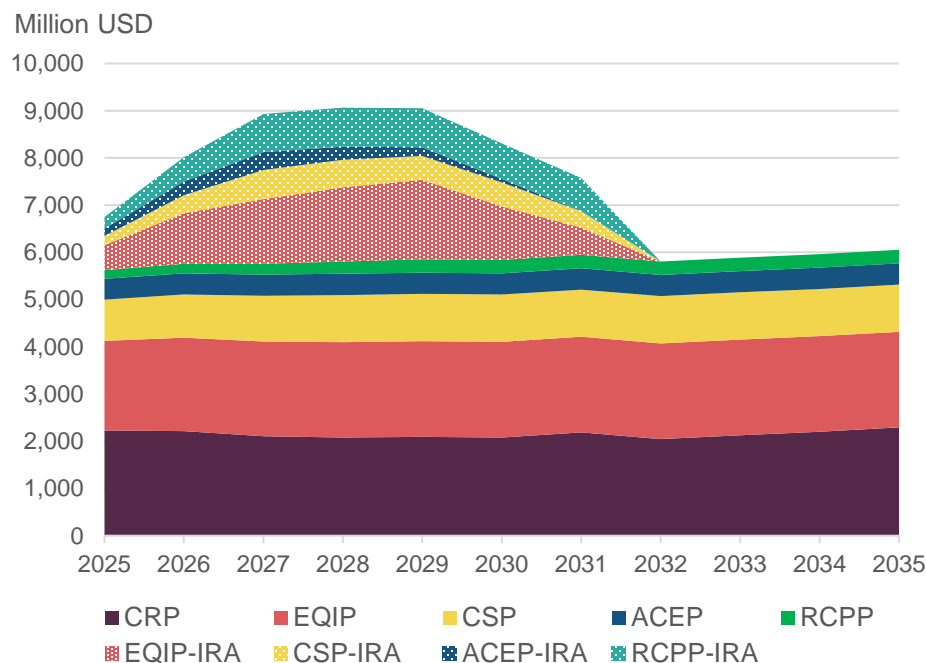
(出所)「令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書」p94～100より抜粋

(4) その他 ① 保全

保全プログラムへの歳出は年間70億ドル～80億ドルで推移する見込み。

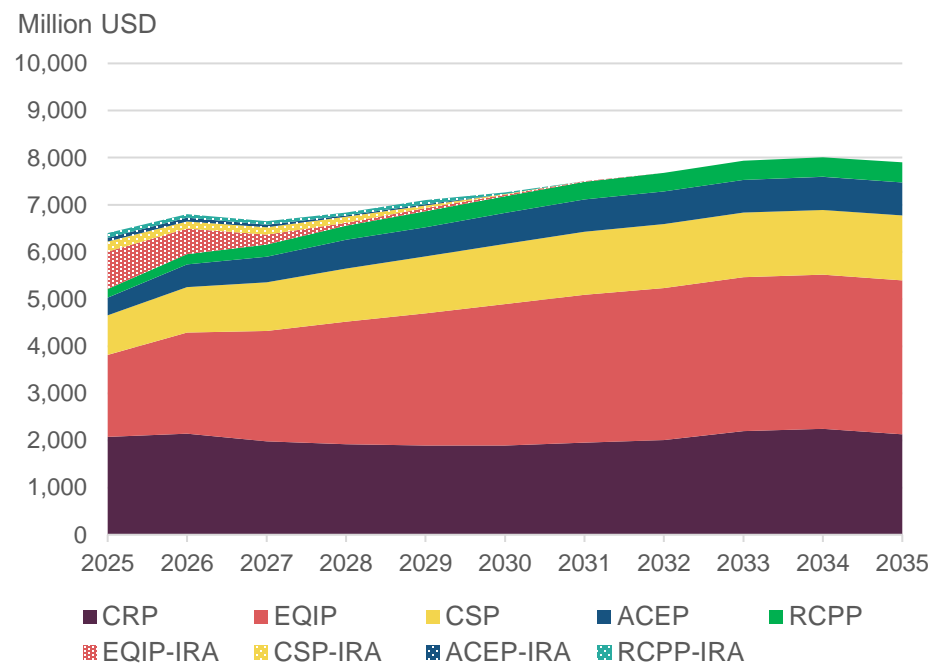
- IRAにより一時的に増強されていた保全関連（EQIP, CSP, ACEP, RCPP）の予算は取消となったものの、恒久的なベースラインの保全関連予算が増大したことから、安定的に各プログラムが実施されることが見込まれる。
- なお、CRPについてはIRAによる資金増加の対象から外れていたことから、OBBBによるIRA資金の取消の影響は受けず、またベースライン予算の増額の対象ともならなかった。

OBBB以前の主な保全関連歳出予想（百万ドル）



(出所) [CBO「CBO's January 2025 Baseline for Farm Programs \(USDA Mandatory Farm Programs\)」](#) (2025年1月版) より作成

OBBB以降の主な保全関連歳出予想（百万ドル）



(出所) [CBO「CBO's January 2025 Baseline for Farm Programs \(USDA Mandatory Farm Programs\)」](#) (2026年2月版) より作成

(4) その他 ①保全

その他の保全プログラムも延長される。

- 2018年農業法終了以降の予算ベースラインが設定されておらず、今後の資金拠出が不透明であったその他保全プログラム群についても延長が決定した。

その他保全関連プログラム

	概要
地域主導の水源保護プログラム (Grassroots Source Water Protection Program) 10601条(c)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。 ■ 2026年度以降、100万ドルを新たに追加し、使い切るまで利用可能とする。 ■ USDA (FSA) と全米農村水協会 (NRWA) との共同プロジェクトであり、農村住民の主要な飲料水源として利用されている表層水および地下水の汚染防止を目的としている。 ■ NRWAを通じて雇用された農村水源技術者が、関係機関と連携して汚染防止が必要な地域を特定する。技術者は地域チームを編成し、農家や牧場主が自主的に取り組める水源保護計画を策定する。
自主的な公共利用開放および生息地インセンティブプログラム (Voluntary Public Access and Habitat Incentive Program) 10601条(d)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。年間予算は7,000万ドルで変更なし。 ■ 土地所有者が自分の土地を狩猟や釣り、野生動物観察などのレクリエーション目的で一般に開放することを促進するための連邦プログラムである。州や部族政府に助成金を提供し、土地所有者へのインセンティブや生息地の改善活動を支援することで、公共へのアクセス拡大と野生生物の生息地保全を両立させることを目的としている。
流域保護および洪水防止 (Watershed Protection and Flood Prevention Operations: WFPO) 10601条(e)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年度以降もプログラムを継続し、年間予算を5,000万ドルから1億5,000万ドルに増額。 ■ 土壌浸食の防止、水資源の管理、洪水被害の軽減、野生生物の生息地保全などを目的とした地域プロジェクトに対して技術的・財政的支援を提供している。
野生豚根絶・管理パイロットプログラム (Feral Swine Eradication and Control Pilot Program) 10601条(f)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。年間予算は1億500万ドルで変更なし。 ■ 野生豚 (Feral Swine) による農業被害や環境への悪影響を減らすことを目的とした連邦のパイロットプログラムである。州政府や部族、地方団体と連携し、野生豚の根絶や管理のための活動や技術支援、資金提供を行っている。

(参考) [CRS\[Farm Bill Primer: Programs Without a Budget Baseline\]](#)
[CRS\[Agricultural Conservation After Enactment of the FY2025 Budget Reconciliation Law \(P.L. 119-21\)\]](#)

(注) WFPOのみは恒久的な5000万ドルのベースラインが設定されていた。

(4) その他 ②特殊作物

特殊作物に対する支援が一部拡充された。

- 特殊作物（野菜・果樹・木の実など）に関する既存プログラムが延長され、一部資金が増強された。

OBBBにおける特殊作物に関する主な決定

条項		概要
10606条(a)	植物害虫・病害管理および被害予防 (Plant Pest and Disease Management and Disaster Prevention)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度以降の予算を7500万ドルから9000万ドルに増額。 ■ 本プログラムは、侵略的植物害虫などの動植物防疫に係るプロジェクトに資金提供するもので、病害虫の分析、害虫の識別および検出のためのツールの改善等の目的で使用される。
10606条(b)	特殊作物一括交付金 (Specialty Crop Block Grants)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度以降の予算を8500万ドルから1億ドルに増額。 ■ 本プログラムは、USDAが各州の農業局に対し、特殊作物の競争力強化のための助成金を提供するもの。
10606条(c)	有機農業生産・市場データイニシアチブ (Organic Production and Market Data Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026～2031会計年度における予算を1000万ドルに増額（2024年は100万ドル、2023年以前は500万ドル）。 ■ 本プログラムは、有機農産物の生産および販売に関するデータを収集・報告するもの。
10606条(d)	国際貿易技術システム・データ収集の近代化 (Modernization and improvement of international trade technology systems and data collection)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度の予算を500万ドルに設定。（2024年度・2025年度は100万ドル） ■ これは、2018年農業法（2019年度にのみ500万ドルを拠出）で設定された水準と同等。 ■ 本プログラムは、各有機農産物の輸入に関する定量データを収集・整理するためのシステム整備・修正を行うもの（7 U.S.C. 6522）
10606条(e)	全米有機認証費用分担プログラム (National Organic Certification Cost-share Program)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2031会計年度まで同プログラムを延長。予算は年間800万ドルで現行水準から変更なし。 ■ 本プログラムは、有機認証を取得する際の費用を支援するもの。
10606条(f)	複作物及び農薬使用調査 (Multiple Crop and Pesticide Use Survey)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年度に500万ドルの予算を充当（使い切るまで利用可）。 ■ 有効成分のリスク評価モデルの構築とリスク軽減のためのデータ収集を目的として、USDAが同調査を実施。
10604条(e)	特殊作物研究イニシアチブ (Specialty crop research initiative : SCRI)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度の予算を1億7,500万ドルに増額（2025会計年度は8,000万ドル）

(出所) OBBB条文のほか、以下の資料を参考に作成。

(参考) [CRS\[Selected Horticultural Provisions in FY2025 Budget Reconciliation \(P.L. 119-21, Title I\)\]](#)、[AFBF\[One Big Beautiful Bill Act: Final Agricultural Provisions\]](#)、[NSAC\[What's Really Inside the Final Budget Reconciliation Bill: A Breakdown of Food and Agriculture Provisions\]](#)、[CRS\[Specialty Crops: Selected Farm Bill Programs\]](#)